平成２２年（フ）第３３６号
山形県天童市久野本２丁目８番25号　矢萩住宅１号、前住所山形市大字大森990番地24
債務者　島津　弘道
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　　敏
4　破産債権の届出期間　平成22年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月20日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９１号
静岡市駿河区中野新田340番地の１　サードハイツ201号、旧住所静岡県富士市富士岡1434番地の１
債務者　菊池　一未
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田康太郎
4　破産債権の届出期間　平成22年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９８号
長崎県雲仙市愛野町乙4281番地９
債務者　吉田　直樹
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　雅英
4　破産債権の届出期間　平成22年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月12日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第６４２号
静岡市葵区桜町１丁目17番７号
債務者　町塚美代子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青島　伸雄
4　破産債権の届出期間　平成22年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９２７号
福岡県遠賀郡水巻町樋口１番16号
債務者　渡邊　綱伸
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河原　一雅
4　破産債権の届出期間　平成22年12月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３１８号
山形県天童市中里２丁目４番38号
債務者　河合由美子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粕谷　真生
4　破産債権の届出期間　平成22年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月20日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７６９号
千葉県松戸市古ケ崎214番地の３　スカイハイツ106号
債務者　利根川彌壽代
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　筒井　　剛
4　破産債権の届出期間　平成22年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月14日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１７２１４号
東京都江東区塩浜２丁目25―２―206
債務者　緑川由紀子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仙石　　隆
4　破産債権の届出期間　平成22年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４６号
千葉県野田市目吹1258番地の２
債務者　上野　克彦
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　芳範
4　破産債権の届出期間　平成22年11月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月28日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６２号
鳥取県倉吉市上灘町119番地　小林住宅２号
債務者　上野　茂樹
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝俣　善重
4　破産債権の届出期間　平成22年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月20日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第６６号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津70番地１
母来寮
債務者　井上喜美子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾西　正人
4　破産債権の届出期間　平成22年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月20日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第３４３号
宮崎県西都市大字下三財2449番地92、前住所宮崎県西都市新町１丁目37番地
債務者　原田　伸哉
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成見　暁子
4　破産債権の届出期間　平成22年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月14日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４０５号
宮崎市神宮東１丁目７番25号　第一小松ビル302号
債務者　齋藤ちはる
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　貴博
4　破産債権の届出期間　平成22年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月14日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
宮崎地方裁判所破産係